

# 日野市町名地番整理審議会

---

第20期 第2回

平成23年3月30日(水)

# 日野市町名地番整理審議会次第

---

(1) 開 会

(2) 市長挨拶

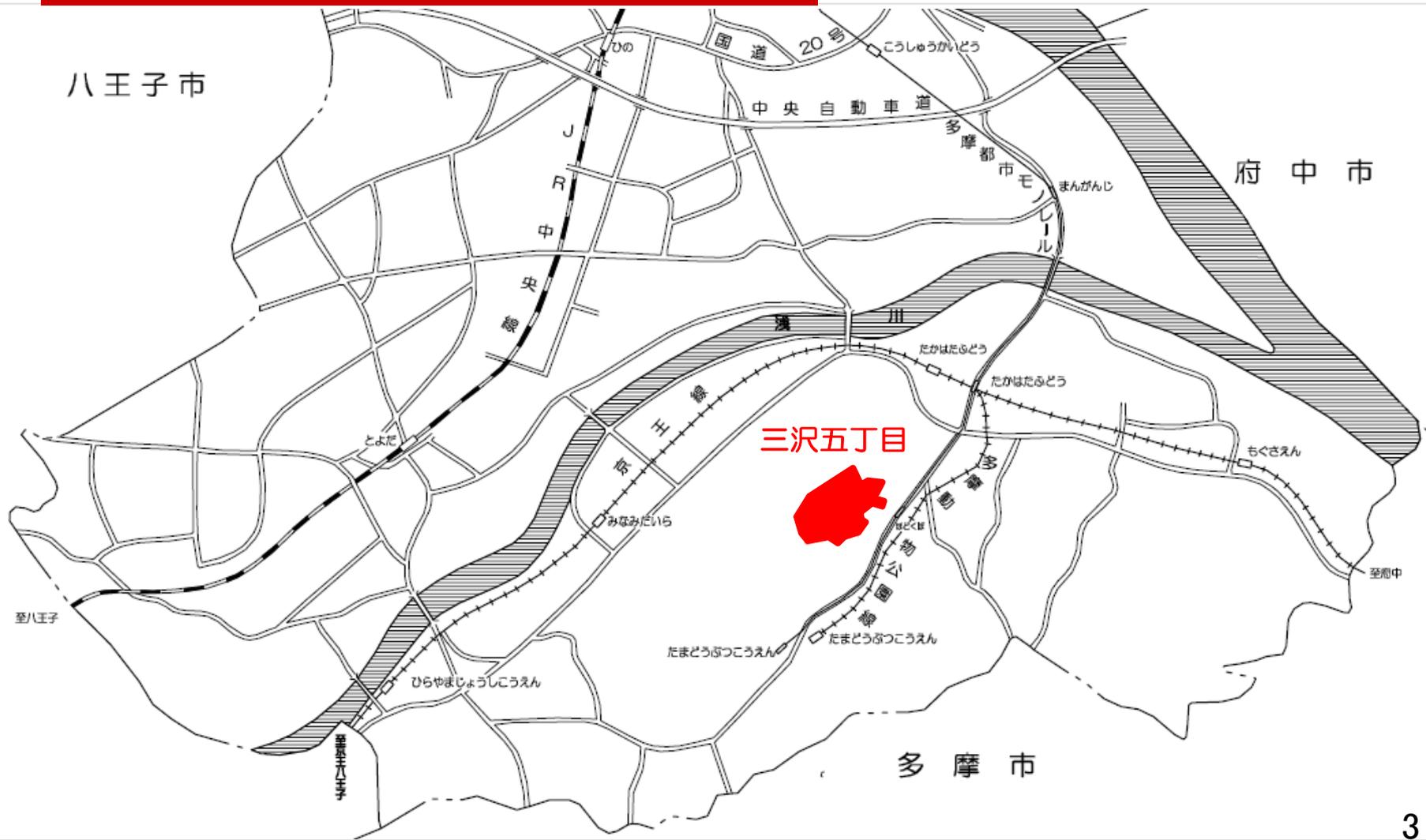
(3) 報告事項

- ① 平成22年度完了事業  
三沢五丁目地区(22年8月)  
日野台二丁目地区(22年10月)
- ② 今後の実施予定  
落川河原地区
- ③ 町名地番整理の進め方

(4) 閉 会

---

# 平成22年度完了事業(1) 三沢五丁目地区



# 平成22年度完了事業(1) 三沢五丁目地区

---

## 第20期第1回審議会(2/26)以降の経過

- 5月 事前説明会(七生福祉センター)
- 6月 町区域新設議案可決(平成22年第2回日野市議会定例会)  
実施説明会(七生福祉センター)
- 7月 都知事に町区域新設告示を申請  
住所変更通知・資料を住民、土地・家屋所有者に通知
- 8月 都知事が町区域新設を告示  
町名地番整理実施  
東京法務局多摩出張所に関係書類を提出



# 街区案内板の設置



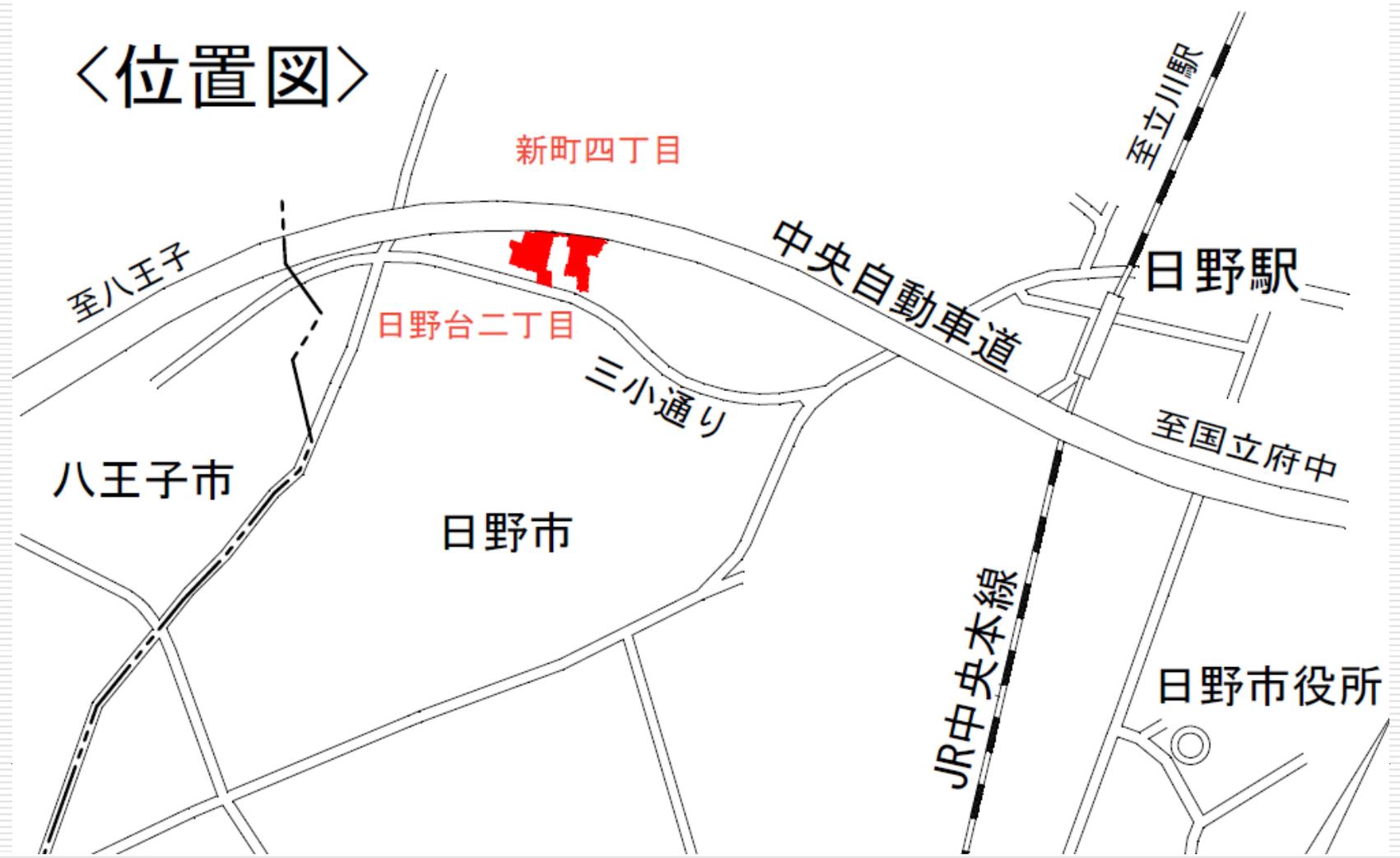
# 町名表示板、戸番票の設置



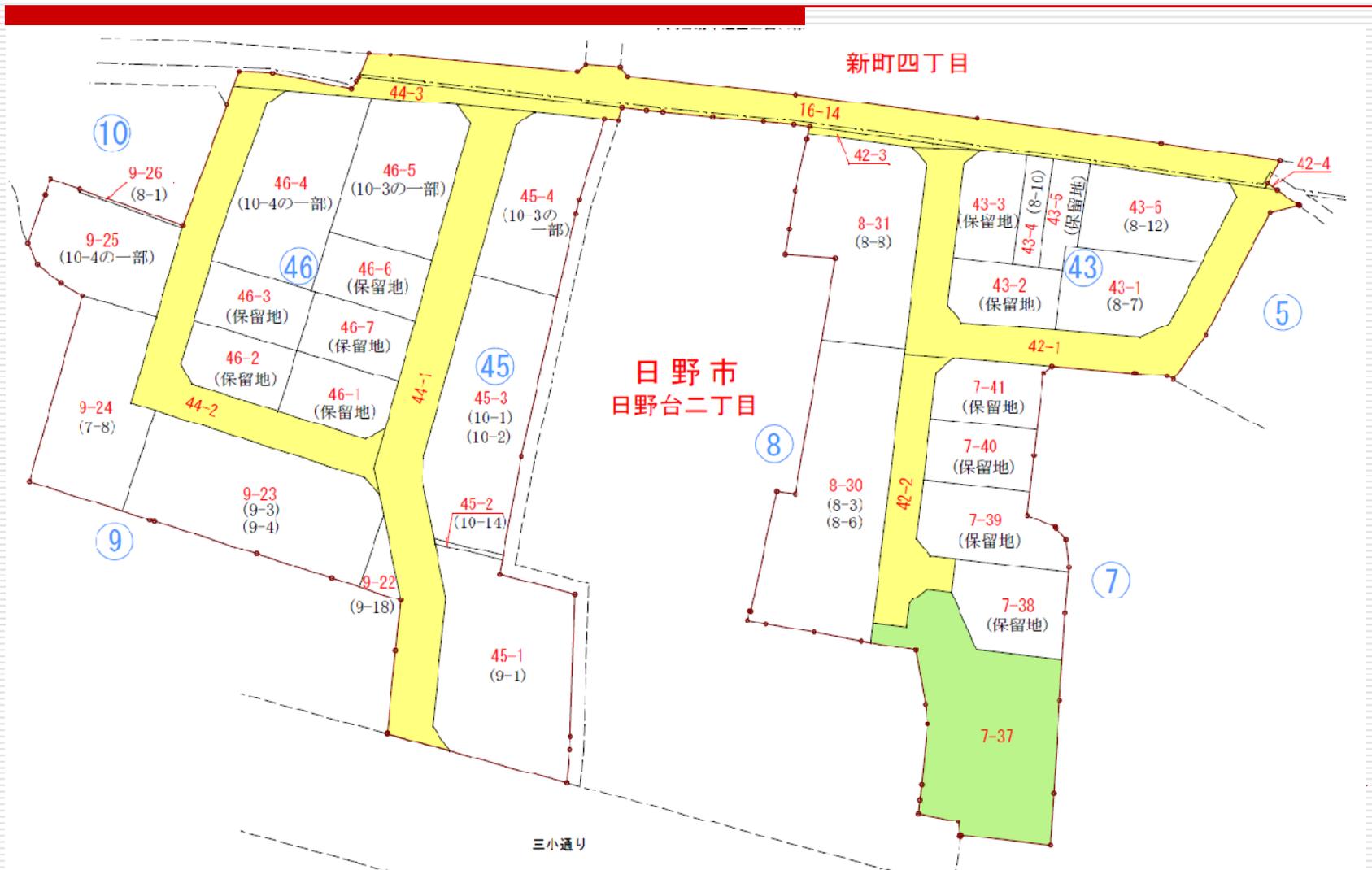
- ※新旧地番対象図、新旧・旧新地番対照表は日野市ホームページで公開しています。
- トップページ→各課のご紹介→まちづくり部都市計画課→日野市の町名地番整理

# 平成22年度完了事業(2) 日野台二丁目地区

## <位置図>

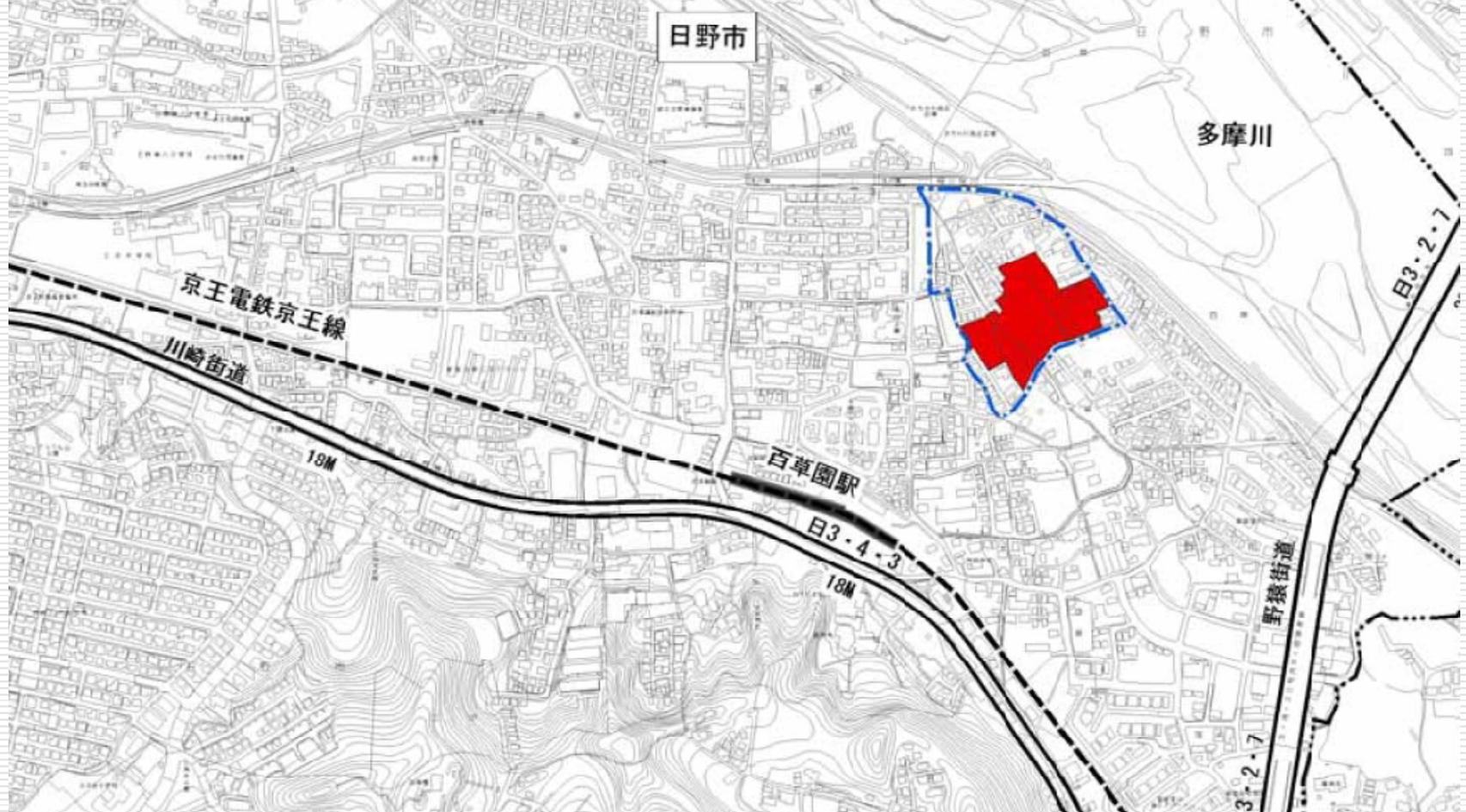


# 新旧地番対照図

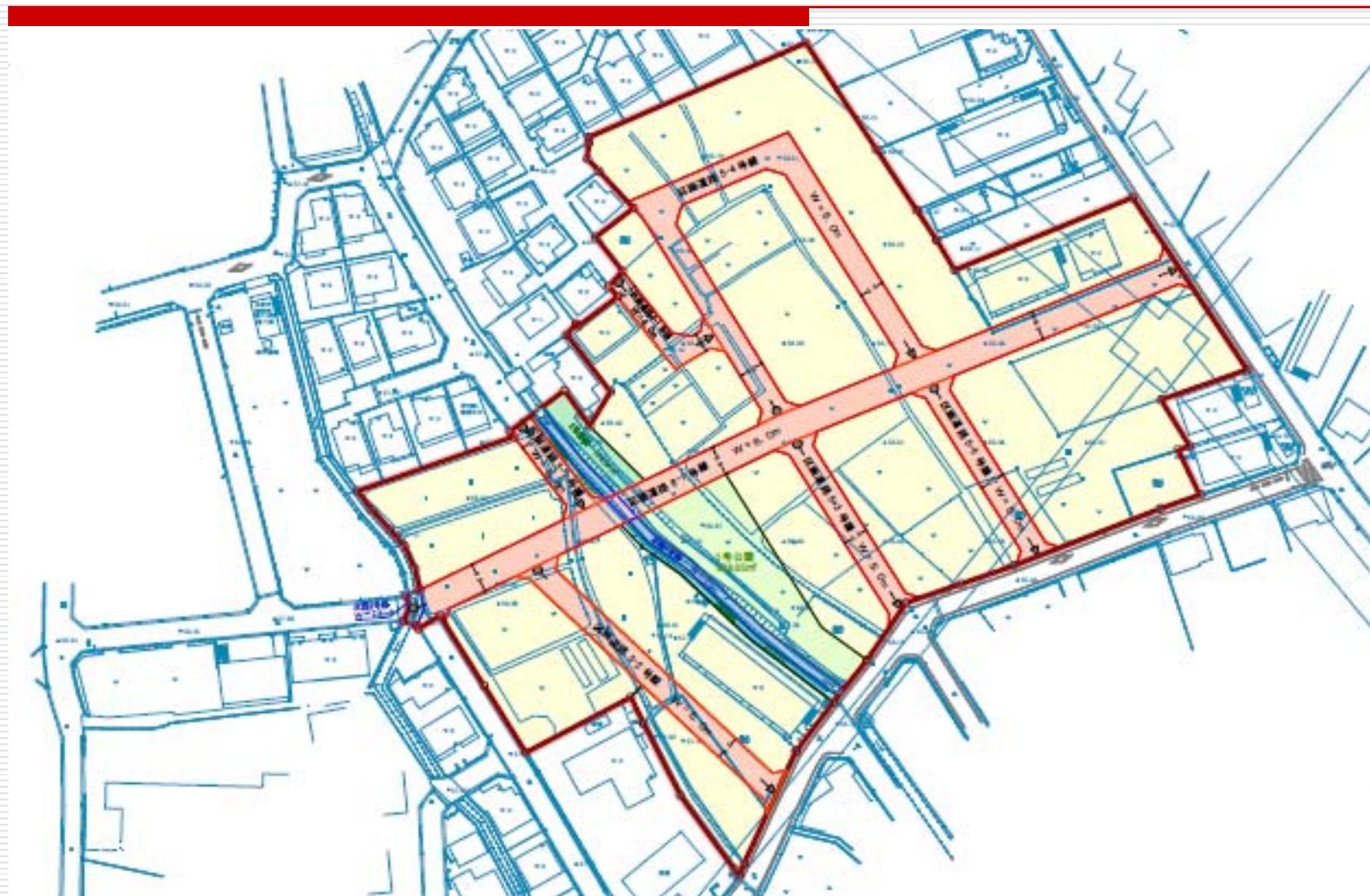


# 報告事項(2) 今後の実施予定

## 落川河原地区(組合施行区画整理事業)



# 落川河原地区(組合施行区画整理事業)



# 町名地番整理の進め方

---

- 関係法令と日野市町名地番整理施行基準
- 町名地番整理基本計画（平成4年）
- 平成4年から現在までの事業実施状況
- 今後の町名地番整理の進め方

# 関係法令の規定

## (ア)町名の新設、変更、町字界の変更

### ◆地方自治法第260条第1項

市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届けなければならない。

### ◆同条第2項

前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。(地域主権により市町村長に権限移譲の予定)

### ◆同条第3項

第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

※ 日野市では市議会の議決前に、日野市町名地番整理審議会に諮問、承認を得てから、議会に提案

# 関係法令の規定

## (イ) 地番の決定

地番は登記所(日野では東京法務局多摩出張所)が定める。

### 不動産登記法第35条

(地番)⇒ 登記所は、法務省令で定めるところにより、地番を付すべき区域を定め、一筆の土地毎に地番を付さなければならない。

	親地番	枝番
<u>多摩平一丁目</u>	<u>1番地</u>	<u>の1</u>
町名	地番	

# 日野市新町丁目地番整理調査会答申

(昭和42年8月25日)

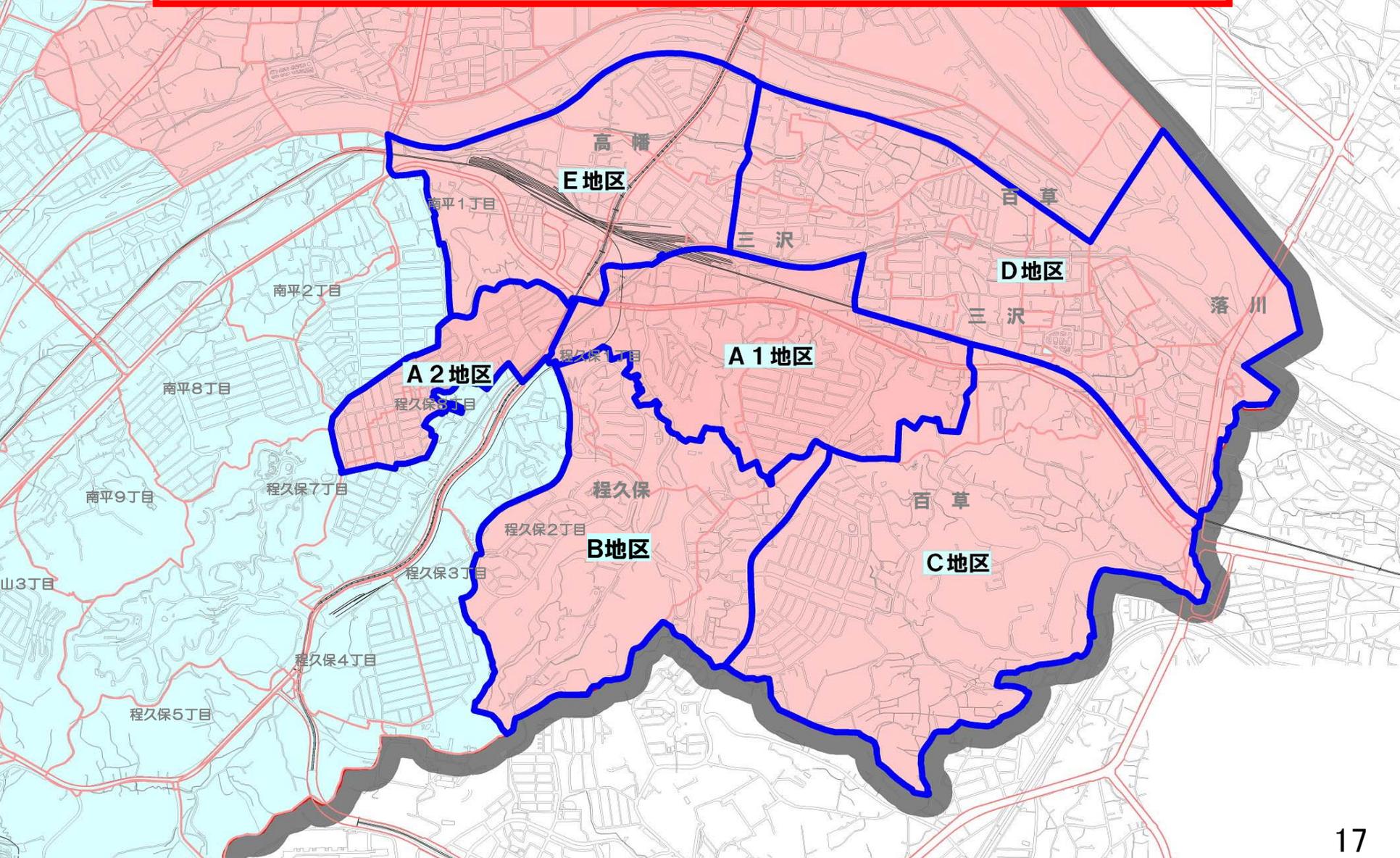
- 町界町名整理事業及び地番整理事業を同時に行う
- 日野市は地番混乱が市全域に及び、住所の混乱が現市街地以外の地区、道路等の整備がされていない地区に多くあることから、住居表示に関する法律によることは不適當
- 飛び地や大字の不明確さなどをなくすため町界町名を整理し、また地番と地番区域が広いため4桁の大字が多く、これらを整理するため地番整理を行う

# 日野市町名整理施行基準（抜粋）

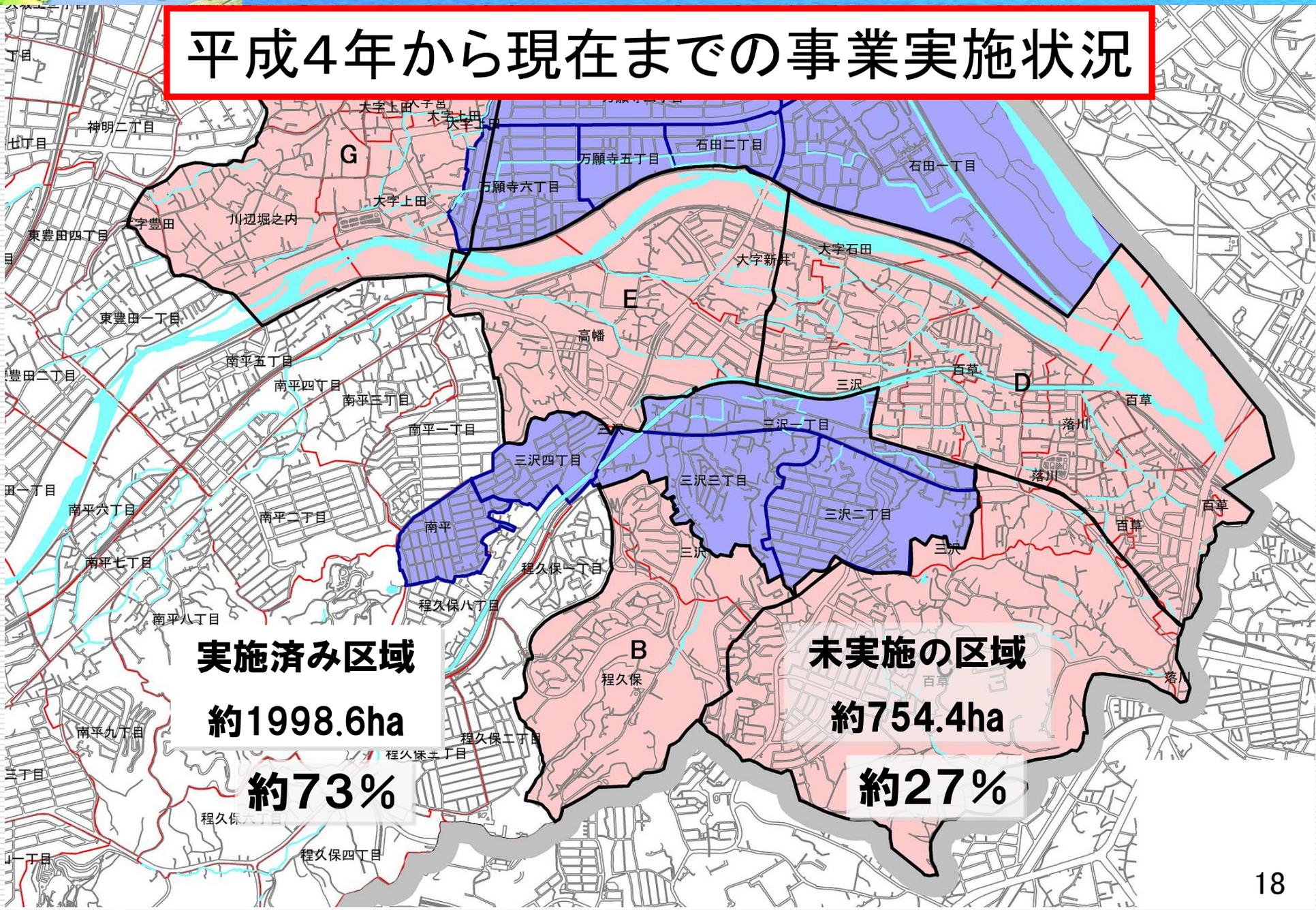
---

- 町割は、原則として街郭式町割
  - 町の組織は集合式（単独式は原則採用しない）
  - 丁目の大きさ
    - 商業地域                      10～15ha
    - 住居地域                      15～20ha
    - 工業公園地域                20～25ha
- 最大6丁目をもって組織
-

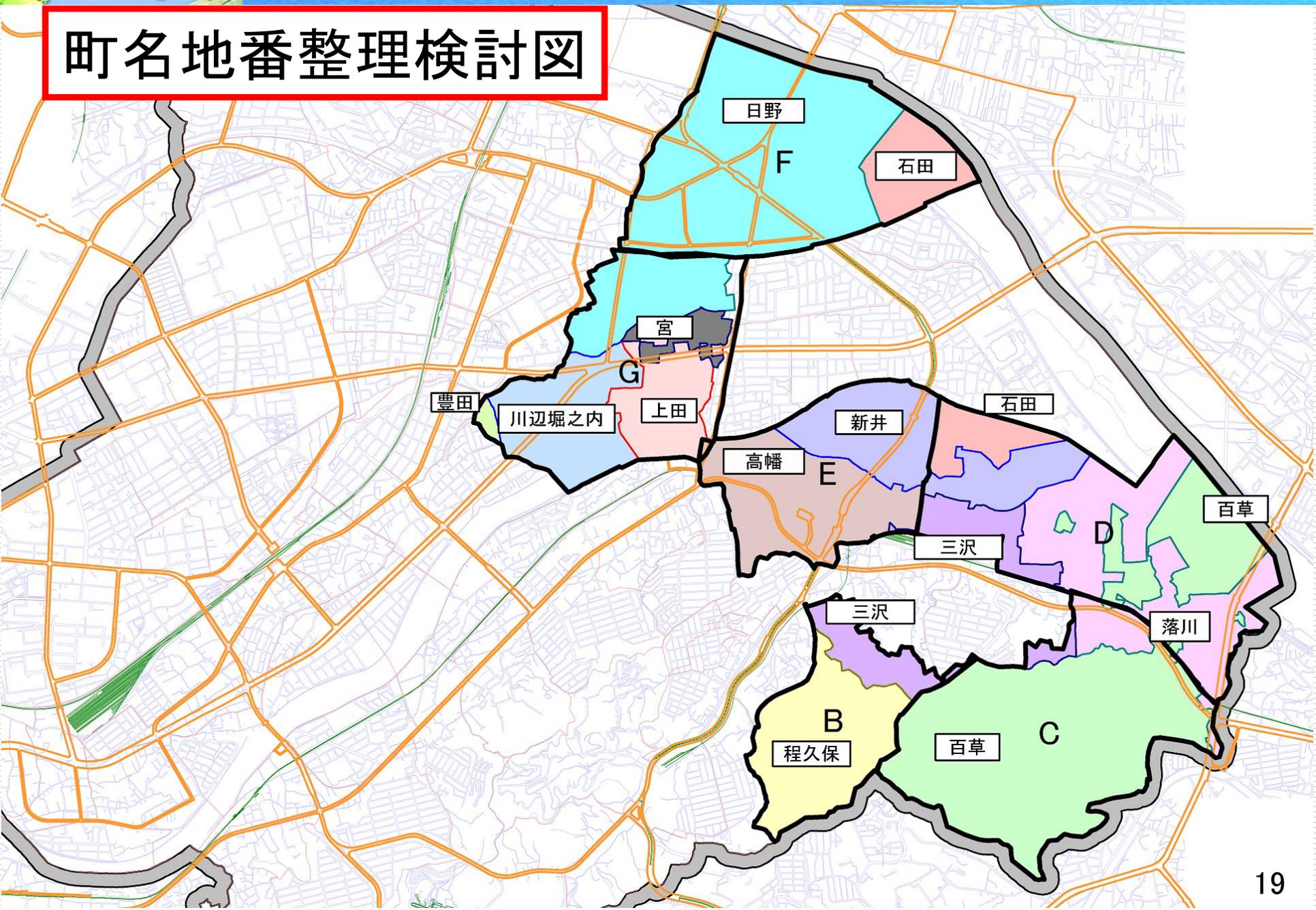
# 平成4年当時の町名地番整理基本計画



# 平成4年から現在までの事業実施状況



# 町名地番整理検討図



## F地区とG地区を新たに設定(日野市案)

---

浅川より北側の未整理地区を中央道で南北に分割

- 万願寺第二及び東町土地区画整理事業の区域を含む約146haの区域をF地区とします
  - 川辺堀之内土地区画整理事業の区域を含む約117haの区域をG地区とします
  - G地区に万願寺三・四・六丁目の一部を編入します
-

## 今後の町名地番整理の進め方(日野市案)

---

### 1. C地区とD地区に日野市案を示します

- C地区・・・百草(一丁目～〇丁目)
- D地区・・・落川(一丁目～〇丁目)

## 今後の町名地番整理の進め方(日野市案)

---

2. E地区をC・D地区の次に整理します

(G地区を優先する可能性もあります)

3. G地区を区画整理の完了時に整理します

(万願寺三・四・六丁目の一部を編入します)

4. F地区を区画整理の完了時に整理します

5. 最後にB地区を整理します

(F地区の区画整理の状況によっては先行する場合があります)

---

# 検討課題

---

(1) B～G地区の区域設定について

(2) 事業の実施順序について

日野市案：C・D→E(G)→G(E)→F(B)→B(F)

(3) C・D地区の町名の設定について

日野市案：C百草、D落川

---